

附置義務駐車施設の台数算定表

1 建築物の用途別床面積

建物用途	特定用途			非特定用途	小計	共用部分	合計
	百貨店 その他の店舗	事務所	その他 特定用途				
床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
⑤を案分した面積	m ²	m ²	m ²	m ²		⑤ m ²	⑥ m ² (駐車施設部分の 面積を除く。)
小計	① m ²	② m ²	③ m ²	④ m ²			

2 駐車施設の台数算定 (第2条)

地域 地区	駐 車 場 整 備 地 区	商 業 地 域 ・ 近 隣 商 業 地 域	周 辺 地 区 ・ 自 動 車 ふ く そ う 地 区
(1) の 条 判 例 断 対 象	①+②+③ ④ $\boxed{\text{m}^2} + \boxed{\text{m}^2} \times 2/3 = \boxed{\text{m}^2} \dots (A)$ ※上記の計算結果(A)が2,000 m ² を超える場合は附置義務条例の対象	①+②+③ ④ $\boxed{\text{m}^2} + \boxed{\text{m}^2} \times 3/4 = \boxed{\text{m}^2} \dots (A)'$ ※上記の計算結果(A)'が1,500 m ² を超える場合は附置義務条例の対象	①+②+③ $\boxed{\text{m}^2} \dots (A)''$ ※上記の計算結果(A)''が2,000 m ² を超える場合は附置義務条例の対象
(2) 減 大 の 規 模 無 通	事務所用途部分の床面積②が10,000 m ² を超える場合 ※大規模通減措置の対象となった場合は、以降②を②'に読み替える。		
	10,000 m ² 以下の部分 10,000 m ²	10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下の部分 m ² × 0.7 = m ²	50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下の部分 m ² × 0.6 = m ²
	100,000 m ² を超える部分 m ² × 0.5 = m ²	合 計 ②' m ²	
(3) 用 途 別 の 附 置 義 務 台 数	i) 百貨店 ①+② その他の店舗 事務所 $\boxed{\text{m}^2} \div 300 \text{ m}^2 = \boxed{\text{台}} \dots (B)$ ii) その他 ③ 特定用途 $\boxed{\text{m}^2} \div 500 \text{ m}^2 = \boxed{\text{台}} \dots (C)$ iii) 非特定用途 ④ $\boxed{\text{m}^2} \div 600 \text{ m}^2 = \boxed{\text{台}} \dots (D)$ 合 計 (B) + (C) + (D) = $\boxed{\text{台}} \dots (E)$ ※上記の計算は小数点以下第4位を四捨五入	i) 百貨店 ①+② その他の店舗 事務所 $\boxed{\text{m}^2} \div 200 \text{ m}^2 = \boxed{\text{台}} \dots (B)'$ ii) その他 ③ 特定用途 $\boxed{\text{m}^2} \div 250 \text{ m}^2 = \boxed{\text{台}} \dots (C)'$ iii) 非特定用途 ④ $\boxed{\text{m}^2} \div 400 \text{ m}^2 = \boxed{\text{台}} \dots (D)'$ 合 計 (B)' + (C)' + (D)' = $\boxed{\text{台}} \dots (E)'$ ※上記の計算は小数点以下第4位を四捨五入	i) 特定用途 ①+②+③ $\boxed{\text{m}^2} \div 250 \text{ m}^2 = \boxed{\text{台}} \dots (E)''$ ※上記の計算は小数点以下第4位を四捨五入
(4) 緩 和 措 置 の 有 無	建築物の延べ面積⑥が6,000 m ² 未満の場合 $\text{緩和係数} = 1 - \frac{2,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{⑥})}{6,000 \text{ m}^2 \times (A) - 2,000 \text{ m}^2 \times \text{⑥}}$ $= \boxed{\text{係数}} \dots (F)$ ※上記の計算は小数点以下第4位を四捨五入	建築物の延べ面積⑥が6,000 m ² 未満の場合 $\text{緩和係数} = 1 - \frac{1,500 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{⑥})}{6,000 \text{ m}^2 \times (A)' - 1,500 \text{ m}^2 \times \text{⑥}}$ $= \boxed{\text{係数}} \dots (F)'$ ※上記の計算は小数点以下第4位を四捨五入	建築物の延べ面積⑥が6,000 m ² 未満の場合 $\text{緩和係数} = 1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{⑥}}{2 \times \text{⑥}}$ $= \boxed{\text{係数}} \dots (F)''$ ※上記の計算は小数点以下第4位を四捨五入
(5) 附 置 義 務 台 数	i) 延べ面積⑥が6,000 m ² 未満の場合 ※特例 (条例第6条の2) の場合 ii) 延べ面積⑥が6,000 m ² 以上の場合 ※特例 (条例第6条の2) の場合	(E)、(E)' 又は (E)'' (F)、(F)' 又は (F)'' $\boxed{\text{台}} \times \boxed{\text{係数}} = \boxed{\text{台}} \dots (G)$ 1台未満の端数切上げ $\boxed{\text{台}} \times \frac{1 - \text{緩和率}(\%)/100}{1} = \boxed{\text{台}} \dots (H)$ 1台未満の端数切捨て (E)、(E)' 又は (E)'' $\boxed{\text{台}} \times \frac{1 - \text{緩和率}(\%)/100}{1} = \boxed{\text{台}} \dots (I)$ 1台未満の端数切上げ (I) $\boxed{\text{台}} \times \frac{1 - \text{緩和率}(\%)/100}{1} = \boxed{\text{台}} \dots (J)$ 1台未満の端数切捨て	(E)、(E)' 又は (E)'' (F)、(F)' 又は (F)'' $\boxed{\text{台}} \times \boxed{\text{係数}} = \boxed{\text{台}} \dots (G)$ 1台未満の端数切上げ $\boxed{\text{台}} \times \frac{1 - \text{緩和率}(\%)/100}{1} = \boxed{\text{台}} \dots (H)$ 1台未満の端数切捨て (E)、(E)' 又は (E)'' $\boxed{\text{台}} \times \frac{1 - \text{緩和率}(\%)/100}{1} = \boxed{\text{台}} \dots (I)$ 1台未満の端数切上げ (I) $\boxed{\text{台}} \times \frac{1 - \text{緩和率}(\%)/100}{1} = \boxed{\text{台}} \dots (J)$ 1台未満の端数切捨て
(6) 規 模 別 台 数	i) 一般自動車用 (幅 2.3m以上 × 奥行き 5.0m以上) ii) 車いす利用者用 (幅 3.5m以上 × 奥行き 6.0m以上)	(G)、(H)、(I) 又は (J) $\boxed{\text{台}} \dots (K)$ $1 \text{ 台} \dots (L)$	※車いす利用者用駐車施設台数は附置義務駐車施設台数の内訳
(7) 増 築 ・ 用 途 変 更 の 場 合	i) 下記 ii) 以外の場合 $\boxed{\text{増築又は用途変更後の附置義務台数}} \text{ 台} - \boxed{\text{増築又は用途変更前の附置義務台数}} \text{ 台} = \boxed{\text{設置する附置義務台数}} \text{ 台} \dots (M)$ ii) 増築又は用途変更の際現に整備されている台数が増築又は用途変更前の附置義務台数を超過している場合 $\boxed{\text{現に整備されている台数}} \text{ 台} - \boxed{\text{増築又は用途変更前の附置義務台数}} \text{ 台} = \boxed{\text{増築又は用途変更前の附置義務台数を超過して整備されている台数}} \text{ 台} \dots (N)$ $\boxed{\text{設置する附置義務台数}} \text{ 台} \text{ (M)} - \boxed{\text{増築又は用途変更前の附置義務台数 (N) を超過して整備されている台数}} \text{ 台} = \boxed{\text{新たに設置する附置義務台数}} \text{ 台} \dots (O)$		
※(6)の規模別台数の算出に当たっては、「(G)、(H)、(I)又は(J)」を「(M)又は(O)」に読み替える。			

3 荷さばきのための駐車施設の台数算定(第3条)

地域 地区	駐 車 場 整 備 地 区	
(1) の 条 判 例 対 象	① <input type="text"/> m ² + ② <input type="text"/> m ² + ③ <input type="text"/> m ² = <input type="text"/> m ² ……………(ア)	
	※上記の計算結果(ア)が2,000 m ² を超える場合は附置義務条例(荷さばき用)の対象 事務所用途部分の床面積②が10,000 m ² を超える場合は2-(2)により求めた②'の面積を採用する。以下②は②'と読み替える。	
(2) 用 途 別 の 附 置 義 務 台 数	i)百貨店その他の店舗 ① <input type="text"/> m ² ÷ 6,000 m ² = <input type="text"/> 台 ……………(イ)	
	ii)事 務 所 ② <input type="text"/> m ² ÷ 8,000 m ² = <input type="text"/> 台 ……………(ウ)	
	iii)その他特定用途 ③ <input type="text"/> m ² ÷ 7,000 m ² = <input type="text"/> 台 ……………(エ)	
	※上記の計算は小数点以下第4位を四捨五入	
	合 計 (イ)+(ウ)+(エ) <input type="text"/> 台 $\xrightarrow{\quad}$ $\xrightarrow{\quad}$ $\xrightarrow{\quad}$ <input type="text"/> 台 ……………(オ) 1台未満の端数切上げ	
(3) 規 模 別 台 数	※附置義務条例第5条の2第2項を適用する場合	
	i)普通貨物自動車用 (オ) <input type="text"/> 台 × 0.5 = <input type="text"/> 台 $\xrightarrow{\quad}$ $\xrightarrow{\quad}$ $\xrightarrow{\quad}$ <input type="text"/> 台 ……(カ) (幅3.0m以上×奥行き7.7m以上、有効高さ3.0m以上) 1台未満の端数切上げ	
	ii)小型貨物自動車用 (オ) <input type="text"/> 台 - (カ) <input type="text"/> 台 = <input type="text"/> 台 ……………(キ) (幅2.5m以上×奥行き6.0m以上)	
	※荷さばき自動車用駐車施設台数は附置義務駐車施設台数の内訳 ただし、附置義務駐車施設台数が1台の場合は含むことができない。	
(4) 増 築 ・ 用 途 変 更 の 場 合	i)下記ii)以外の場合 <input type="text"/> 台 - <input type="text"/> 台 = <input type="text"/> 台 ……(ク)	
	ii)増築又は用途変更の際現に整備されている台数が増築又は用途変更前の附置義務台数を超過している場合 <input type="text"/> 台 - <input type="text"/> 台 = <input type="text"/> 台 ……(ケ) 増築又は用途変更前の附置義務台数を超過して整備されている台数	
	<input type="text"/> 台 ^(M) - <input type="text"/> 台 ^(N) = <input type="text"/> 台 ……(コ) 増築又は用途変更前の附置義務台数(N)を超過して整備されている台数	
	※(3)の規模別台数の算出に当たっては、「(オ)」を「(ク)又は(コ)」に読み替える。	

4 条例第3条の2の規定を適用する場合の規模別台数

(1) 全体附置義務台数 ……………	<input type="text"/> 台	(G)、(H)、(I)又は(J)
(2) 荷さばき自動車用 ……………	<input type="text"/> 台	(オ)
※(カ)及び(キ)は、附置義務条例第5条の2第2項を適用する場合に限る。		
普通貨物自動車用 ……………	<input type="text"/> 台	(カ)
小型貨物自動車用 ……………	<input type="text"/> 台	(キ)
(3) 一般自動車用 ……………	<input type="text"/> 台 ^(K) - <input type="text"/> 台 ^(オ) = <input type="text"/> 台 ^(P)	
車いす利用者用(一般自動車用の内数) ……………	<input type="text"/> 1台	(L)

※増築・用途変更の場合は、「(G)、(H)、(I)又は(J)」を「(M)又は(O)」に「(オ)」を「(ク)又は(コ)」に読み替える。

備 考	1 「延べ面積」は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。 2 増築又は用途変更の場合にあつては、1から3まで(2-(6)及び(7)並びに3-(3)及び(4)の部分を除く。)の事項の記載に当たっては、上段に増築又は用途変更前の数値を、下段に増築又は用途変更後の数値をそれぞれ記載すること。 3 特定用途(駐車場法施行令第18条で規定)とは、次に掲げるものをいう。 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場
--------	--

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。